

第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成28年3月4日 午前10時00分 招集
- 2.平成28年3月16日 午前10時00分 開議
- 3.平成28年3月16日 午後2時20分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	立 石 昭 夫	2 番	竹 原 祐 一
3 番	岩 下 礼 治	4 番	谷 崎 利 浩
5 番	園 田 浩 文	6 番	菅 敏 徳
7 番	市 原 正	8 番	森 元 秀 一
9 番	河 崎 徳 雄	10 番	大 倉 幸 也
11 番	湯 浅 正 司	12 番	田 中 弘 子
13 番	五 嶋 義 行	14 番	高 宮 正 行
15 番	古 澤 國 義	16 番	阿 南 誠 藏
17 番	古 木 孝 宏	18 番	田 中 則 次
19 番	井 手 明 廣	20 番	藏 原 博 敏

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一 生
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	阿 部 節 生
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 課 長	日 田 勝 也
会 計 課 長	井 八 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 口 求
税 務 課 長	藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
観 光 課 長	市 原 巧	住 環 境 課 長	古 閑 政 則
市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み	ま ち づ く り 課 長	佐 伯 寛 文
水 道 課 長	丸 野 雄 司	阿 蘇 医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	井 野 孝 文

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 寄 寛 二	議 会 事 務 局 次 長	本 田 良 治
-------------	---------	---------------	---------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第1号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について
- ② 議案第2号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について
- ③ 議案第3号 阿蘇市行政手続条例の一部改正について
- ④ 議案第4号 阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- ⑤ 議案第5号 阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第6号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ⑦ 議案第7号 阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について
- ⑧ 議案第8号 阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- ⑨ 議案第9号 阿蘇市部設置条例の一部改正について
- ⑩ 議案第10号 阿蘇市情報公開条例の一部改正について
- ⑪ 議案第11号 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- ⑫ 議案第29号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑬ 議案第35号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑭ 議案第36号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑮ 議案第39号 平成28年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑯ 議案第45号 平成28年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑰ 議案第46号 平成28年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑱ 議案第47号 平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑲ 議案第48号 平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑳ 議案第52号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について
- ㉑ 議案第53号 熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について
- ㉒ 議案第54号 阿蘇市総合計画の期間延長について
- ㉓ 議案第55号 阿蘇市過疎地域自立促進計画の策定について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第12号 阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について
- ② 議案第13号 阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について
- ③ 議案第14号 阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び官吏に関する条例の制定について
- ④ 議案第15号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

定める条例の一部改正について

- ⑤ 議案第 16 号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 17 号 阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 22 号 阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 23 号 阿蘇市学校教職員住宅条例の一部改正について
- ⑨ 議案第 24 号 阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について
- ⑩ 議案第 25 号 阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について
- ⑪ 議案第 26 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- ⑫ 議案第 27 号 阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について
- ⑬ 議案第 29 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑭ 議案第 32 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑮ 議案第 33 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑯ 議案第 34 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑰ 議案第 38 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑱ 議案第 39 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑲ 議案第 42 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑳ 議案第 43 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ㉑ 議案第 44 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ㉒ 議案第 51 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 18 号 阿蘇市東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について
- ② 議案第 19 号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴集条例の一部改正について
- ③ 議案第 20 号 阿蘇市温泉センター条例の一部改正について
- ④ 議案第 21 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 28 号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 29 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第 30 号 平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 31 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第 37 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑩ 議案第 39 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑪ 議案第 40 号 平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 41 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について

- ⑬ 議案第 49 号 平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について
- ⑭ 議案第 50 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑮ 議案第 56 号 団体営土地改良事業の施行について
- ⑯ 議案第 57 号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について
- ⑰ 議案第 58 号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 発議第 1 号 「阿蘇市いこいの村」当初の協定書に基づく事業計画で早期再開を求める決議書
- 日程第 2 発議第 2 号 「養豚農場建設計画」の撤回を求める決議書
- 日程第 3 発議第 3 号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。また、執行部出席者につきましては、水道課長が公務のため出席できないことから、高藤課長補佐が出席していることを申し添えておきます。

今後の会期日程等につきまして、これより、議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

本日、午前 9 時 30 分より、一般質問等の取り扱いにつきまして議会運営委員会を開催いたしました。

その経過と結果についてご報告をいたします。

今期一般質問の通告者は 12 名予定されております。従いまして、一般質問を 3 月 17 日と 18 日の 2 日間とし、17 日は 7 番まで、18 日はその後 5 名を行うことに決定をいたしました。

なお、今回も一般質問において、答弁者を病院事業管理者に求める通告書が提出されておりますが、現在、病院では予約診療制を行っていることから、管理者の代理として事務局長の対応とさせていただくことといたしましたので、議員各位のご理解をお願いいたします。

次に、議員から 3 件の発議が提出されておりますので、本日委員長報告、採決の後、日程に追

加をして議題といたします。なお、委員会付託は省略をいたします。

次に、執行部より追加議案がありましたので、本日議案書の配付を行い、18日の一般質問の後に日程に追加して議題とすることと決定をいたしました。

また、追加議案の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決することといたしました。

以上で、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第1号 阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について
- ② 議案第2号 阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について
- ③ 議案第3号 阿蘇市行政手続条例の一部改正について
- ④ 議案第4号 阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- ⑤ 議案第5号 阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第6号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ⑦ 議案第7号 阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について
- ⑧ 議案第8号 阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
- ⑨ 議案第9号 阿蘇市部設置条例の一部改正について
- ⑩ 議案第10号 阿蘇市情報公開条例の一部改正について
- ⑪ 議案第11号 阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- ⑫ 議案第29号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑬ 議案第35号 平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について
- ⑭ 議案第36号 平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑮ 議案第39号 平成28年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑯ 議案第45号 平成28年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑰ 議案第46号 平成28年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑱ 議案第47号 平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑲ 議案第48号 平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑳ 議案第52号 熊本広域行政不服審査会の共同設置について
- ㉑ 議案第53号 熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締

結について

⑫ 議案第 54 号 阿蘇市総合計画の期間延長について

⑬ 議案第 55 号 阿蘇市過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 1 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について」他 22 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。

総務常任委員会委員長報告を行いたいと思います。

今期第 1 回定例会において総務常任委員会に付託されました案件は、議案 23 件であります。

3 月 9 日午前 10 時から委員会を開催し審査を行いましたので、その審議の経過と結果について、主なものにつきご報告いたします。

最初に、議案第 1 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について」、議案第 2 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」、議案第 3 号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」、議案第 4 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」、議案第 5 号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」、議案第 7 号「阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について」、議案第 10 号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」、議案第 11 号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」は、関連があることから一括議題として審査を行いました。

本案は、行政不服審査法の改正に基づき関係条例を改正するものであることから、特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 6 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」審査を行いました。

総務課長より、「本案につきましては、国家公務員に準じた給与表への改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第 8 号「阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」審査を行いました。

委員より「追加項目に職員の人事評価の状況とあるが、評価は誰がするのか。」との質疑があり、人事係長より「基本的には課長、部長、副市長が評価者となります。課長補佐以下は評価される側となり、課長の評価は部長、部長の評価は副市長が行うという形になります。」との答弁がありました。委員より「人を評価するということは難しいもので、評価者の個人的感情が絶対に入らないとは言い切れないと思うが、評価の項目等は定められているのか。」との質疑があり、「人事評価につきましては、もちろん評価者が評価を行います。まず、自己評価をし、評価者との面談の中で自分が頑張ってきたことを伝え、また評価者から見ての評価の内容も伝えながらお互いにコミュニケーションを図りつつ、組織の活性化を進め、人材育成につなげていくことを当面の

目的としています。」との答弁がありました。それに対し、委員より「評価項目に関しては、詳細にわたって個人的感情が入ることなく、誰もが納得できる評価になるような仕組みづくりが重要である。」との意見がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号「阿蘇市部設置条例の一部改正について」審査を行いました。

本案は、番号法の施行に伴い条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため本条例の一部を改正したものです。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第29号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」審査を行いました。

最初に、財政課の予算について審議しました。

委員より「阿蘇医療センターへの繰出金だが、これを毎回出すとなると企業会計の全適ということでの独立採算、また独自性という部分では企業として努力をおこたることになるのではないかと懸念するが、財政課としてはどのように見ているか。」との質疑があり、財政課長より「阿蘇医療センターの全適前、また全適後もあくまでも公立病院ですので、繰出基準額というものがあります。内容といたしましては、不採算部分や普通交付税措置、特別交付税措置等です。これらに関しましては、たとえ医療センターの経営が黒字であろうと、一般会計としては出していくこととなります。だからといって金額はそのままというわけではなく、医療センターから毎月総務部長のほうへ収支を上げてもらい、それに基づき現状や取り組み状況等をチェックし、協議を重ねた上で算出し、繰り出しております。この繰出金につきましては、いつまでという期限はなく、医療センターがある限り続くという形になります。」との答弁がありました。

次に、総務課の予算について審議しました。

委員より「情報セキュリティ強化対策システム改修委託料の件について、他の自治体の取り組みの状況はどうか。このセキュリティに関して、またこのシステムを壊すウイルスを開発するものが出てきて、ある意味たちごっこのような気がするが、そのあたりをどう考えるか。」との質疑があり、情報管理室長より「県内のその他自治体の取り組み状況につきましては、熊本市を除く全市町村が今回の補助事業に取り組んでおります。また、セキュリティに関しましては、現段階では今回のセキュリティを破ることは不可能だと考えています。ただ、サイバー攻撃の技術は日々進化し、後々はどうなるか予測はできませんので、今やれること、今でき得るセキュリティ対策を随時講じていくことしか解決策はないと認識しております。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、討論が行われ、委員より「医療センターへの繰出金については、これでいいのだろうかという考えを常に持っている。基準額として出せる部分だというのが、それなら企業会計の全適をする必要がどこにあったのか、この件に関しては納得できない。」との反対討論がありました。

そのため、挙手による採決を行いました。その結果、賛成多数で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第35号「平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」、議案第36号「平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括議題として審議を行い

ました。

委員より「中通財産区について、将来上水道に移行する可能性もあると思うが、その場合の試算は出ているか。」との質疑があり、財政課長より「約1,400万から1,500万円ぐらいの加入金が必要となってきます。」との答弁があり、別の委員より「現実、財産区の水道管の老朽化が激しく、頻繁に漏水事故等も発生しており、水源から離れたところは水圧も低下していると聞いている。将来、上水道への移行はやむを得ないと思うが、そうなるまで利用者が満足できるような対応はしていくのか。」との質疑があり、「今回、財政調整基金として1,000万円を積み立てる予定ですが、これは加入金のみで充てるのではなく、老朽管の更新や水圧の関係での管の取り替え等、そういった部分が第一優先になります。水道使用料だけで足りない場合は、財政調整基金を取り崩してでも財源を充てていく方針です。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号「平成28年度阿蘇市一般会計予算について」審議を行いました。それについて主なものを申し上げます。

税務課の予算について、委員より「歳入の中の滞納繰越分について、過去からの推移として増加傾向にあるのか。」との質疑があり、収税係長より「収税係で徴収のほうでも努力しておりますので、その成果もあり、ここ数年減少傾向にあります。滞納繰越分の21年度の収納率は11.86%、これに対し26年度の収納率は18.7%となっております。また、現年分の収納率ですが、21年度が96.31%に対し、26年度が97.74%、少しずつではありますが収納率は伸びてきております。」との答弁がありました。

また、別の委員より「歳入の中の入湯税は、前年とあまり変わらない見込みのようだが、中国や台湾等からの観光客は著しく増加傾向にある中、それでは整合性が取れていないのではないかと。入湯税に関しては、事業主の自主申告がゆえに正確な申告がされているのかも疑問であるが。」との質疑があり、市民税係長より「確かに観光統計との数字とは乖離している部分があると認識しております。ただ、阿蘇市の入湯税は温泉がある旅館を対象としておりますが、観光統計では温泉がない旅館の観光客数も含まれておりますので、当然、そこまでの差は出てくるものと思われまます。しかしながら、委員が言われますように自己申告ですので、一部おかしいかなと思われる企業に対しましては、個別に是正の指導をした事例もあり、事業主には適正な申告をしていただくよう適時注意を促し、正しい納税がなされるよう努めている状況です。」との答弁がありました。

委員より「市民から税金を徴収するという業務は大変な部分も多いが、納税は我々の義務であるため、ぜひ頑張ってもらいたい。また、収納率アップに関しては、年々努力の成果があらわれてきているということで、私個人としても努力を認めたい。」との意見がありました。

次に、総務課の予算について審議をしました。

委員より「災害対策費の中の阿蘇山上火口監視員に支払われる報酬についてだが、どこに委託しているのか。また、非常に危険な業務だが、この金額で妥当だと考えるのか。」との質疑があり、総務課長より「火口監視員2名については、本市が直接嘱託職員として雇用しており、市の職員2名と合計4名で、365日常時2名体制で監視業務にあたっております。金額につきましては、例規に規定する専門業務職員の報酬をお支払いしています。」との答弁がありました。

それに関連し、別の委員より「行政側も採用する際には雇用条件を十分理解してもらい、更に納得された上で採用すること。また、民間委託の場合は、雇用先が行政ではなく民間であるため、その会社で雇われた方はその会社の雇用条件に沿って業務を遂行していただくこと。そのあたりの認識があいまいになると嘱託員の方に対しての行政側の対応は難しくなると思うが。」との意見があり、総務課長より「委託に関しましては、仕様書の中の契約の条件を詳細にわたり提示し、納得いただいた上で入札に応じていただく。また、防災協のガス監視員についても健康状態等を確認し、同じ契約の条件を提示し、本人の了解を得た上で雇用契約を結んでいくような形を徹底するよう努めていきます。」との答弁がありました。

それに対し、別の委員より「私としては非常に危険な場所でもあり、危険手当も不十分ということに疑問を持つ。先般の噴火の際も観光客の誘導等で非常に活躍されたとのことだが、そういう危険な中で仕事をしているということを踏まえ、今後そのあたりの予算措置を考えていく必要があるのではないか。」との意見がありました。これに対し、総務課長より「現段階では、非常勤職員取扱要項の規定に基づいて支払われておりますが、今後阿蘇市以外の火山を有する地域の状況を確認するとともに、職務に応じた報酬として全体的な見直しも進めていかなければと考えます。」との答弁がありました。

別の委員より「交通安全施設工事について、反射鏡や防護策は区長を通さないと取り付け等できないのか。」との質疑があり、防災交通係長より「基本的には個人からの要望は受け付けておらず、区長要望書にて受け付けております。」との答弁があり、委員より「以前、私が事故に遭った箇所があるが、そこは急なカーブで反射鏡が一つしかついておらず、二つないとどうしても見にくく危ないため区長に要望したところ、一つついているからいいのではないかと、となかなか納得してもらえず要望が通らない。そういう場合は個人で要望するしかないのではないかと。」との意見があり、防災対策室長より「基本は区長要望書での受け付けになりますが、ただ、そういった個人の方の意見も少なからずありますので、その場合はこちらから区長のほうにこのような要望が上がっておりますので、要望書を上げていただけないでしょうかということをお話させていただくこともあります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「区長要望が原則だが、区長の中にも交渉上手で熱心な方やそのようなことが苦手な方など、いろんな方がいらっしゃると思う。区長要望がすべてだと不平等な地域が出てくるので、そのあたりを考慮して事業展開を進めてもらいたい。」との意見があり、総務課長より「行政として心配しますのは、各個人の要望をそれぞれに受け付けてしまうと、收拾がつかなくなるということです。一つの基本としまして、地域のことであれば区長さんを通して地域の総意として要望を上げてもらうこと。また、市民のほうから直接お話をいただいたときは、私たちも現場を一度確認し、緊急性があり必要と判断するものであれば、こちらから区長のほうへ地元から要望が上がっていることをお伝えして、区長要望を上げていただくというような形で進めさせていただいており、緊急性のある箇所から対応に当たっています。」との答弁がありました。

このような審議を経た結果、討論が行われ、委員より「議案第29号と同様、医療センターへの繰出金については納得できないので反対である。」との反対討論があり、また別の委員より「私は病床数にしても課題であると考え。従って、黒字でないといけないというわけではないが、1

億から1億5,000万ぐらいの範囲だったら公立病院であり賛成しなくてはいけないと思うが、毎年5億円が繰り出されるとなると、企業努力を問われるということで反対せざるを得ない。」との反対討論がありました。これに対し、別の委員より「病院経営や運営に関してはいろいろ意見があると思うが、阿蘇医療センターには公立病院としての役割があり、我々地域住民としても必要であることから、限られた財源の中であればやむを得ないのではないか。経営に関しては努力をするべきだが、繰り出し金に関しては決められた範囲の中であれば認めてやるべきだと考える。」との賛成討論があり、また別の委員からも「私も同じ意見で、市民の命を守ることが目的であり、現在しっかりした形になってきていると思う。あとは長い目で見えていかないと、特に病院に関しては短期間で黒字になるということは難しいと考える。高齢化社会になっている今、地域の中核病院として市民の皆さんが安心して診てもらえるような環境づくりが必要であることから、この件に関しては賛成である。」との賛成討論がありました。

そのため、挙手による採決を行いました。その結果、賛成多数で本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第45号「平成28年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第46号「平成28年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第47号「平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」、議案第48号「平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を一括議題として審査を行いました。

財政課長より補足説明があり、審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第52号「熊本広域行政不服審査会の共同設置について」審査を行いました。特に質疑・意見はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第53号「熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」を審査を行いました。

本案は、特に意見・質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第54号「阿蘇市総合計画の期間延長について」審査を行いました。

委員より「延長についての異論はないが、市民の方からこの総合計画そのものが見えない。こういうものを策定しても何にもならないという意見を聞く。もう少し市民の方々に対し、こういうことをやっていますというようなきちんと示す部分を検討するべきではないか。」との意見があり、財政課長より「平成18年につくられた第1次総合計画に比べますと、住民向けに公表する情報が非常に増えており、また公表しなければなりません。昨年からの予算書等もホームページ上で公表を始めましたが、第1次総合計画の検証結果やこの総合計画につきましても、ある時期にパブリックコメントも必要だと考えております。今後、この計画につきましても、現在こういうことに取り組んで、こういう状況ですよというように広報やホームページを通じて市民の皆さんに周知を図っていきたくと考えております。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第55号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の策定について」審査を行いました。

委員より「先ほどの総合計画の件もそうだが、何か事業をやっていく上で市民の方々にはこういう計画をもとに行政運営をやっていますといったように、わかりやすく周知する必要があると

考える。」との意見があり、財政課長より「今後は各計画の概要版等をつくって市民の方々にもわかりやすい形で公表を行っていくように検討していきます。」との答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 29 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 39 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 29 号及び議案第 39 号を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 1 号「阿蘇市行政不服審査手続等条例の制定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 2 号「阿蘇市個人情報保護条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号「阿蘇市行政手続条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 3 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号「阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「阿蘇市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） はい、2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。

この給与の改正についてですけれど、給与以前にまだ職員の労働条件、残業、その辺のことをやっぱり加味して給与を上げていくと。それと同時に公共事業で働く公務員の給与というのは地域の、あくまで基準になりますのでもっと上げていくべきだと考えています。

○議長（藏原博敏君） 異議がありましたので、この採決は起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「阿蘇市分担金徴収条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「阿蘇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「阿蘇市部設置条例の一部改正について」採決を行います

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「阿蘇市情報公開条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について」採決を行います

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第35号及び議案第36号を一括してお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第35号「平成27年度阿蘇市古城財産区特別会計補正予算について」及び議案第36号「平成27年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を一括して採決を行います。

議案第35号及び議案第36号の委員長の報告は可決であります。

議案第35号及び議案第36号について、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び議案第36号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第45号から議案第48号までを一括してお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第45号「平成28年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第46号「平成28年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第47号「平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」及び議案第48号「平成28年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」一括して採決を行います。

議案第45号から議案第48号までの委員長の報告は可決であります。

議案第45号から議案第48号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号から議案第48号までは、委員長の報告のとおり可決されました次に、議案第52号「熊本広域行政不服審査会の共同設置について」採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原祐一です。

この条例の中の第5条の中に熊本市長が任命するという形で、熊本市長に対し権限が集中しているという形になりますので、これには反対です。

○議長（藏原博敏君） ご異議がありましたので、この採決は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、ありがとうございました。

起立多数です。

従って、議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号「熊本市及び阿蘇市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 2番、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番、竹原です。

この政策分野を見た場合ですね、ほとんどの分野が県が対応すべき問題です。わざわざ提携をしてやる問題ではないと思います。県をないがしろにするということは道州制の、これはきつ

けになります。そのことで反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） ご異議がありましたので、この採決は起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、ありがとうございました。

起立多数です。

従って、議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号「阿蘇市総合計画の期間延長について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 先ほどから絵に描いたもちとか、もっと説明すべきだという委員長報告がございますように、この総合計画をもっと総括して主要な施策の成果ですね、あれとの関連付けをもっと密にしてやっていくべきであると思います。ですから延長でなくて、つくり直して新しくすべきだと私は思いますので、反対します。

○議長（藏原博敏君） 異議がありましたので、この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、起立多数です。

従って、議案第 54 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 55 号「阿蘇市過疎地域自立促進計画の策定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長報告

- ① 議案第 12 号 阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について
- ② 議案第 13 号 阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について
- ③ 議案第 14 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- ④ 議案第 15 号 阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

- ⑤ 議案第 16 号 阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 17 号 阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 22 号 阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 23 号 阿蘇市学校教職員住宅条例の一部改正について
- ⑨ 議案第 24 号 阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について
- ⑩ 議案第 25 号 阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について
- ⑪ 議案第 26 号 阿蘇市体育館等条例の一部改正について
- ⑫ 議案第 27 号 阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について
- ⑬ 議案第 29 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑭ 議案第 32 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑮ 議案第 33 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑯ 議案第 34 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑰ 議案第 38 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑱ 議案第 39 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑲ 議案第 42 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑳ 議案第 43 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ㉑ 議案第 44 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ㉒ 議案第 51 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（藏原博敏君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 12 号「阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について」他 21 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） どうもおはようございますとこんにちはの見極めが、いつがおはようございますか、こんばんはがわかりませんが、改めておはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

今期第 1 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 22 件であります。

3 月 10 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきましてご報告いたします。

最初に、議案第 12 号「阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について」であります。

委員より「6 条のその資質の向上のための研修の機会を確保するということだが、これは定例の研修が年に何回とか、県などの行政機関での計画なのか。」という質疑があり、市民課長より「職員のスキルアップのため、国民生活センターにおいて年に数回程度、中央研修を受けさせるようにしております。研修費用は満額補助金で対応の予定です。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号「阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について」であります。

福祉課長の補足説明として「平成 26 年度の実績で、父母の総受給者数が 315 人、児童が 486 人となります。」との報告があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について」であります。

委員より「改修時の放課後児童健全育成事業はどう対応するのか。」との質疑があり、福祉課長より「補助金の関係で交付決定があるまでは改修工事ができませんので、給食センターで活動してもらい、28 年度途中に改修工事に入ったとき、学校の体育館の 2 階を使う予定であります。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

ほけん課長より補足説明があり、委員より「主任介護支援専門員更新研修修了者は現在、何人か。」と質疑があり、「研修修了者 14 名ですが。」と答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 22 号「阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 23 号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」であります。

委員より「教職員住宅の家賃が 1 万 2,000 円と 4,000 円という差になっているが、根拠があるのか。」という質疑があり、教育課長より「坊中の教職員住宅については 1 万 2,000 円となっております。スペースも部屋の間取りも少し広がっています。ダイニングキッチンとほかに和室が 3 部屋あります。波野中学校の校長宿舎は 4,000 円ですが、特に老朽化が進んでいる住宅であります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり決定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」であります。

委員より「夜間照明施設を利用しながらサッカーなどスポーツをしているが、借りる場合の届出はどこになるか。かぎの管理は。」という質疑があり、社会体育係長より「グラウンド・体育館

は社会体育施設になります。申し込みは学校については学校長の許可を受けた上、教育委員会を受け付けを行っています。各施設を借りる場合は、かぎの管理者を各地域にお願いしており、事前に申請書の施設控えの部分をかぎ管理者に持って行って、かぎを借りるような手続きになります。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 25 号「阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 26 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 27 号「阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について」であります。

委員より「一の宮給食センターがなくなるが、雇用されている人たちの配属先は。」という質疑があり、教育部長より「一の宮給食センターには正職員が 8 名、非常勤が 2 名いますが、うち男性の 2 名については現業職、現調理師 6 名については学校給食配膳員、保育園の調理師などへの配属が予想されます。非常勤の 2 名は統合される阿蘇給食センターの民間事業所に雇用される予定です。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 29 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」の審査を行いました。

まず、教育課所管分について審査を行いました。

委員より「奨学金だが、高校生 1 万 5,000 円、大学生 3 万円、市の単独であったら貸す、ほかの奨学金を借りていたら駄目ということだが、それは間違いないか。学校紹介の奨学金制度があり、金額は高い。プラスアルファという形はできないのか。この奨学金の返済だが、滞納状況と対処の仕方、未納者はいないのか。」という質疑があり、総務係長より「要項ではかに奨学金を申請されていれば阿蘇市の奨学金は受けられません。ほかに借入れ申請ができない方に対しての救済措置として奨学金制度を設けています。卒業半年後から返還の対象になり、10 月から返還の計画を立て、最高で 12 年間で返済いただきます。本人の計画で月 5,000 円から多い方で月に 2 万円納めています。経済的に無理で 3,000 円もあり、計 6 名の方が滞納していますが、月々分割で少しずつ返還しています。督促が奨学金制度ではなく、計画的に納めていただくよう年 2 回の相談で数値を出しています。」という答弁がありました。

また、このほかに児童送迎委託料についての質疑もありました。

次に、市民課所管分について審査を行いました。

委員より「個人番号カードに対して未手続きの場合、罰則規定があるのか。」という質疑があり、市民課長より「申請をすれば交付を受けることができることとなっています。申請しなくても特に罰則などはございません。」という答弁がありました。委員より「個人番号カードの発行について一部でアクセスできない、発行できない状態であったと聞いている。阿蘇市ではそのようなト

ラブルはなかったのか。」という質疑があり、市民課長より「新聞等で報道されましたが、2月22日、23日の日中数時間、国が設置している端末に不具合が生じ、一部交付に支障が出ましたが、本人限定受け取り郵便で送付をし、大きな支障はありませんでした。このときの発送は本庁5件、内牧支所が2件でした。現在は改善された当初に比べ、機械の不具合も減少しています。」という答弁がありました。

次に、福祉課所管分について審査を行いました。

委員より「民生費、国庫負担金の1,200万円の減、どういう理由なのか。」という質疑があり、子育て支援係長より「施設型給付金の精算になります。各園、それぞれ額が決定した結果、総額で減となったものです。」という答弁がありました。

次に、ほけん課所管分について審査を行いました。

委員より「高齢化住宅改造助成金の利用者が減っている。原因はどのようなか。」という質疑があり、保健課長より「対象が65歳以上の要介護者の場合、基本的に上限70万円の範囲で助成するものです。当事業の利用者が減った原因としては、本年度においては手すりの取り付け、比較的低額な住宅改修が多かったことによるものです。それらについては介護保健サービスで上限20万円まで利用できるため、それ以上の高額な改修需要等が本年度は少なかったということです。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第32号「平成27年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「今、国保事業会計が非常に厳しいが、30年には県下統一となるが、参考のために伺うが、熊本県の自治体で一般会計から繰り出している自治体はどのくらいあるのか。」という質疑があり、ほけん課長より「平成25年度のデータでは、45自治体中22の自治体が法定外繰入をしています。」という答弁がありました。また、委員より「繰り出しの実態がそうであれば、将来的に30年に一緒になった場合は、阿蘇市も繰り出さなければならないのか。自治体になる可能性があるのでは。」という質疑があり、課長より「国民健康保険会計については、低所得者や高齢者が多く、従って、税収は限られることから会計自体を安定して維持していくことが難しくなっています。そういった現状もあって12月議会におきまして、国庫負担増を求める意見書の採択をしていただいたところです。なお、一般会計からの繰り入れについては、本会議でも説明申し上げましたが、国庫負担金と保険税で会計を賄うことが制度の原則であり、また被保険者とそうでない方の負担の関係性もありますので、安易な繰り入れはできないものと思われまます。しかしながら、事実として他市町村では法定外繰入の実績もあることから、全く可能性を除外するものではありません。最終的には政策上の必要性により判断されるものであると思います。制度の枠内で努力を続けていきたいと考えております。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第33号「平成27年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第34号「平成27年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 38 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

まず、阿蘇医療センター事務局長より補足説明があり、委員より「一般会計の繰り入れだが、今の事業計画からいつまで続くのか。」という質疑があり、事務局長より「いわゆる政策医療の部分は今後も継続して借入れを協議させていただく予定です。基準内繰入は過去 5 年間の実績で、毎年 2 億円前後を経費負担の原則に基づき設置自治体である阿蘇市から負担していただいています。政策医療部分につきましては、公立病院は採算を度外視してやらなければならないという責務があります。具体的には救急医療等不採算医療といわれる小児科、へき地医療の提供及び災害拠点病院の役割として災害時の医療の確保のための装備費用や感染症、新型インフルエンザ、マーズ対策などの準備に係る費用負担もあります。平成 27 年度の補正予算では、経営補てん分も繰り入れをお願いしていますが、政策医療に係る基準内繰入につきましては今後とも協議の上でお願いしたいと思っています。なお、全国の自治体病院におきましても、同じように措置をされていると認識いただければと思います。」という答弁がありました。

また、委員より「予算書に画像読影委託があったが、どのようなことか。」という質疑があり、事務局長より「CT と MRI を撮影したとき当院の医師も画像を見て読影しますが、より精度を増すためのダブルチェックとして読影を専門にされている医師を雇用している会社に外部委託しているものです。」という答弁がありました。

別の委員より「予算もだんだん右肩上がりになっている。職員一同、医師一同頑張っていたいて、5 年後、10 年後は経営が少しでもよくなるよう、繰入金が少なくなるよう努力願いたい」、また別の委員より「一般会計からの繰入金としての表示だけでは借金しているという感じで、政策医療分についてはっきり予算書に表現したほうがいいのではないか。」などの意見がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 39 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、教育課所管分について審査を行いました。

教育課長補足説明の後、委員より「中学校教育振興費の中で節の需用費、教職員教科書、指導書、指導教科書 450 万円の内訳を。」という質疑があり、審議員より「本年度は小学校の教科書が変わり、小学校の教員用の教科書、指導書、指導教材などを変えたところです。平成 28 年度においては中学校の教科書が 4 年に 1 回の改訂が行われ、そのため教科書が改訂され、それに伴う教師用の教科書、指導書、指導教材の購入ということで 450 万円を計上しています。」という答弁がありました。

委員より「71 回熊本県民体育祭の予算について、平成 27 年度も 317 万円が上がっていた関係は。」という質疑があり、社会体育係長より「体育振興費の第 71 回熊本県民体育祭阿蘇大会実行委員会負担金について、平成 27 年度にも 300 万円ほど計上し、県民体育祭の阿蘇大会の準備委員会が組織されており、阿蘇市から職員も派遣していますが、この準備委員会の事務費に阿蘇郡市 7 市町村の負担割合で支出しています。計上分は県民体育祭の事務局費と事業費です。県民体育祭開催の審判員謝金とか、会場使用料を計上しております。この部分が総額 5,000 万円程度にな

ります。市町村割合で阿蘇市の部分が1,358万円となります。」という答弁がありました。

また、別の委員より「クラブ活動の九州大会・全国大会の補助金だが、九州大会で幾らなのか。全国大会で幾らなのか。」という質疑があり、学務係長より「各クラブ活動の九州・全国大会の出場補助については、小学校と中学校と計上していますが、昨年度小学校については内牧小学校の相撲の全国大会に1名、金額についてはその旅費、それから宿泊費の部分です。交通費、旅費、宿泊費の部分の3分の2を補助しています。中学校については、中学校の中体連の九州大会、それから全国大会で3中学校とも九州大会に出場、それから全国大会については阿蘇中学校が全国大会に行っています。」という答弁がありました。

ほかに、地区公民館施設整備補助金、アゼリア21の交流促進センターの雨漏り修理についてなど意見がありました。

次に、市民課所管部門について審査を行いました。

委員より「衛生手数料の保健衛生手数料は125万円、犬の登録と狂犬病予防注射だと思うが、周知の徹底と現状は。」という質疑があり、市民課長より「接種率ですが、平成26年度は71.8%の接種率でしたが、27年度から集団接種以外に直接獣医師で個別接種を新たに始めました。3月まで見込みますと74%程度になると思っています。接種率を上げ、より安全に皆さんが過ごしていただくよう、なお一層周知に努めます。」という答弁がありました。

また、別の委員より「個人番号カードの取得者はどのくらいなのか。」という質疑があり、課長より「最近での数字として申請が1,784件、そのうち交付済みの件数は429件です。周知もしておりますが、2月、3月は毎週火曜日を午後7時まで、第2日曜日の午前中を時間延長して交付のほうに努めております。」という答弁がありました。

次に、人権啓発課所管分について審査を行いました。

委員より「カルデラASOの予算が149万円減だが、要因は何か。」という質疑があり、カルデラASO所長より「昨年は西井手集会所の床工事に170万円計上しておりました。」という答弁がありました。

別の委員より「人権対策費の中で運動団体補助金は今後も出すのか。」という質疑があり、人権啓発課長より「3団体、6支部について上限153万円で補助金を出しています。同和問題の解決は国及び行政の責務という視点から、阿蘇市の単独ということではなく、過去の調査では県内18市町村で支出されています。」という答弁がありました。

次に、福祉課所管分について審査を行いました。

委員より「上寿園の今後のスケジュール、年金生活の臨時給付金の申請状況、宮地保育園の建設工程と市のかかわり方について。」という質疑があり、福祉課長より「養護老人ホームの建設に係る今後のスケジュールですが、昨日熊本県から1億6,000万円について補助決定通知が来ました。予定としては夏ごろから建設着手になるのではと思っています。土地で要望があった関係で交渉が若干遅れています。交渉次第となりますが、夏ごろから建設着手し、来年4月1日からは運営を再開したいと思っています。また、年金生活者支援の臨時給付金が今回、3万円の給付となりますので、かなり支給率は高くなると推測しています。平成27年度臨時福祉給付金として6,000円の給付で支給率80%程度になりました。更に周知を徹底して受給に漏れがないような形

で進めます。宮地保育園については、養護老人ホームと同じようなスケジュールになります。110名の定員で今回、予算を計上しましたが、宮地保育園と協議した結果、135名の定員でいくことが決まりました。補助金額も変動します。面積は860㎡で木造の平屋建てと聞いています。今後とも懇切に指導し、建設について事務を進めます。」という答弁がありました。

また、委員より「臨時給付金については、それぞれ地域において十分認識いただいて漏れのないように。」という意見がありました。その他、黒川保育園の現状確認、ファミリーサポートセンター事業委託料について内容確認、宮地保育園の建て替え時の保育はどうするのかという質疑及び意見がありました。

次に、ほけん課所管分について審査を行いました。

委員より「現在の保健師の数と波野、内牧、一の宮と配置の状態は足りているのか。」という質疑があり、課長補佐より「保健師については合併当初は波野支所、内牧支所に常勤という形で1人ずつ配置していたが、乳幼児健診などを一の宮保健センターで実施しているので、全員を一の宮保健センターに配属して保健事業を実施しています。人数については、保健師資格を持つ者が10名ですが、職種によっては保健師としての現場の仕事ができづらくなっている部分もあり、通常業務としては7名で実施しています。特定健診保健指導とか、医療費に直結する健康づくりなどの事業を進めており、近年の業務量の増に伴い、職員の負担感はかなり増していると思われる。」という答弁がありました

また、委員より「鹿儿島の市で保健師さんを倍に増やして国民健康保険料を2割軽減した。予防措置を進めていったら医療費を削減できるので対策を強めていただきたいと思うが。」という意見もありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第42号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

委員より「歳入の部で国庫支出金が毎年減っているが原因は。」という質疑があり、国保年金係長より「療養給付負担金、これがまず金額的には大きいものになります。これについては、療養給付費による負担金と後期高齢者支援金に対する負担金と介護納付金に対する負担金で、通常32%の定率の負担金ですが、基本的には医療費が増えれば当然、その分増えることになります。逆に医療費が下がれば、下がることにつながります。毎年減り続けているというわけではなく、今回減ったのは歳出で医療費の削減と併せて計上していることによるものです。」という答弁がありました。

また、委員より「医療費を減らすための方策、考えは。」という質疑があり、課長より「やはり早期発見、早期治療に努めて、重症化しないように早目、早目に取り組みを行うということだと思います。そのためには市民の皆さんに健康意識を持っていただくことが大切で、ご自身の体長を把握していただき、早目の治療につなげ、また介護予防と連携を進め、健康づくりに努めるといった形で取り組んでいきたいと思っています。」という答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第43号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

す。

審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 44 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

委員より「歯科口腔健診事業委託とは。」と質疑があり、ほけん課長より「歯科口腔健診については、28 年度からの新規事業として、県下全域で実施するようになりました。阿蘇郡市の歯科医療機関に委託して個別健診で実施させていただきます。ちなみに自己負担は 400 円です。」という答弁がありました。

審査の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 51 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業特別会計予算について」であります。

医療センター事務局長より補足説明があり、委員より「やっとな予算書らしくなってきたが、収益、実績というのが出てきて前年度に比べて入院収益が 1 割増し、それに外来収益が 3% 増しくらいになっている。病床数の問題、外来数の状況からして目標はどのくらいなのか。」という質疑があり、事務局長より「平成 27 年度の補正予算に計上しました金額をベースに、平成 28 年度の目標値で算出した見込額を計上しています。平成 27 年度の決算は、予算を下回る実績になると思われませんが、平成 28 年度の予算については、現状の入院患者数をベースに目標と期待値を含め、1 人 3 万 6,000 円という診療単価を設定し、年間 3 万 8,325 人、1 日当たり 105 人で算定しています。診療報酬請求につきましては、請求漏れや診療加算漏れがないよう小さなことを積み重ね、適正な医療の中で診療単価の引き上げを計りたいと思っています。経営改善に取り組み、当初予算で計上した収益を確保できるよう努力します。」という答弁がありました。

このほかに「画像読影委託料、これは患者から診療費としてもらうのか、ダブルチェックで二重に費用が必要か。病院改革プランと比べてその進捗率は。」という質問がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることに決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。

11 時 35 分より再開いたします。

午前 11 時 26 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

文教厚生常任委員長の報告が終わりましたので、これより委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 29 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 39 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。

討論はありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 議案第 38 号の病院事業の補正予算について反対の立場で討論させていただきます。議長、よろしいですか。

この病院事業につきましては、本会議のときの質問に引き続きまして、繰入金のある内容について非常に私としては納得できません。特に委員長報告でありました政策医療分については納得しますが、経営補てん分というものを 3 億円計上していることについては、私はこれは借入れできちんと残して、後々黒字が出たときには市に返すべきだと思います。そういった意味で反対いたします。

○議長（藏原博敏君） ほかに討論ありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 私は予算につきまして、賛成の立場から、今、谷崎君が反対の意見を申しましたので、賛成の意見を申し上げます。

ご案内のように開院からですね、「・・・・」と呼ぶ者あり）何かい。何。

○議長（藏原博敏君） どうぞ発言を続けてください。

○18 番（田中則次君） 開院から今日までの経緯については、全協もしくは本議会において事務局からのそれぞれの説明も受けているところでもあります。当初予算も 28 年度予算について、やっと収入面においても現状に見合った予算化ができています。公立病院の使命としまして事業執行上やむを得ない。病院は更なる改革を求めて賛成の意見といたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、(3 番が挙手) 個別の案件のとき、またですね。よろしいですか。

○3 番（岩下礼治君） はい。

○議長（藏原博敏君） それではほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 29 号及び議案第 39 号を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 12 号「阿蘇市消費生活センター条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「阿蘇市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の制定について」採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業施設の設置及び管理に関する条例の制定について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号「阿蘇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「阿蘇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「阿蘇市地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号「阿蘇市立小・中学校設置条例の一部改正について」採決をいたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号「阿蘇市学校教職員住宅管理条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「阿蘇市総合グラウンド条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「阿蘇市小学校及び中学校施設の開放に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号「阿蘇市立学校給食センター設置条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 3 番、岩下礼治です。

28 年度の当初予算の国保特別会計は、27 年度予算では 6 月議会で歳出額を 43 億円まで減額しております。市民の前年の収入が少ないからといって歳出額まで減額補正しても意味がないと思っています。介護保険も同様、後期高齢者も同様であります。国保会計というのは歳出額は 45 億から 46 億円を要することは明白であります。歳出額を変更してはいけないと思っています。28 年度予算におきましては、年度末の議会で補正することを望みたいと思います。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 議案第 32 号に対しては異議がありますので、採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。

従って、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号「平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

先ほど反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立多数です。

従って、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 51 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 3 番、岩下礼治です。

27 年度当初予算よりも 2,000 万円弱の増額の一般会計繰入金となっています。年度末にはまた 5 億円になってしまうんじゃないかというふうな心配をします。従いまして、致し方ないでは済まされたいと思っております、反対いたします。

○議長（藏原博敏君） この議案につきましては異議がありましたので、起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立多数です。

従って、議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

午前中あと 7 分程度ございますが、午前中の会議をこの辺でとどめたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開をいたします。

午前 11 時 53 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、午前中に続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 18 号 阿蘇市東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について
- ② 議案第 19 号 阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴集条例の一部改正について
- ③ 議案第 20 号 阿蘇市温泉センター条例の一部改正について
- ④ 議案第 21 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 28 号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 29 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第 30 号 平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 31 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第 37 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑩ 議案第 39 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑪ 議案第 40 号 平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 41 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑬ 議案第 49 号 平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について
- ⑭ 議案第 50 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑮ 議案第 56 号 団体営土地改良事業の施行について
- ⑯ 議案第 57 号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について
- ⑰ 議案第 58 号 公有財産（原野）の旧慣使用の変更について

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会に付託をいたしました議案第 18 号「阿蘇東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について」他 16 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○**経済建設常任委員長（高宮正行君）** それでは、経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期第1月定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は17件であります。

3月11日午前10時から委員会を開催いたしましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきましてご報告申し上げます。

最初に、議案第18号「阿蘇東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について」であります。

委員より「有限会社から株式会社に移行した理由はどうか。」という質疑があり、経済部長より「今まで神楽苑は有限会社として社長は市長でしたが、一昨年自分たちで運営することで市が第三セクから撤退し、波野地区の皆さんと波野地区出身の方で会社を設立されて運営するようになったためです。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴収条例の一部改正について」であります。

委員より「料金値上げに関して検討委員会などは開いたのか。どのようにして値上げを決めたのか。また、占有率の車の大きさから見れば、旧料金のほうが妥当だと思うが、上げるなら全体的に上げたがよいのではないか。」という質疑があり、観光課長より「前の料金改定は平成23年と25年に行われており、今回も検討委員会の組織立てはやっておりません。山上の関係職員、観光課、その他関係するところでの協議により料金の改定で上程しました。今回は、インバウンド関係でマイクロ等の利用が非常に多く、当然整備も含めた中での議論をしております。」という答弁がありました。別の委員より「マイクロバス、中型バス、ある程度乗車人数がいることからこれぐらいの値上げはいいのではないか。」という意見がありました。

このような審議の後、討論が行われ、委員より「条例の内容で調査が不足していると思うことが一つ。阿蘇山の特別会計が今回の赤字は閉鎖により生じた赤字であり、料金が安いから赤字になっている内容ではない。もう一つは、阿蘇山の通行料をユースホステル、東阿蘇観光にしても別のところに使っており、本来道路維持など安全管理に使うための積立金ができない状況である。値上げよりもそういったところも見直ししながら、もう一度検討をしておすべきだと思う。」との反対討論がありました。また、別の委員より「阿蘇山は自然災害で爆発により規制が行われ、道路の破損部分などの修復に経費がかかることから、そういった経費を捻出する自助努力の面からもやむを得ないと思う。」との賛成討論がありました。

このため、挙手による採決を行った結果、賛成・反対と同数であったため、委員長が本案に対し、裁決を行い、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第20号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」であります。

委員より「住民、利用者の方から回数券を15枚から20枚に増やしてほしい。アゼリアや阿蘇の司のように年間パスを導入してほしいとの意見もあり、市内と市外の区分と収支がはっきりし

た後、もう一度検討してもらいたいと思うが。」という意見があり、まちづくり課長から「阿蘇管内、熊本市内の類似の温泉センターの比較を行い、回数券については今回、改正案で15枚に設定しました。類似施設では11枚、多くて13枚というところがあり、20枚については利用状況を踏まえ、その都度利用料金の改定も含め、検討していきたいと思います。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第21号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」であります。

住環境課長より補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」であります。

委員より「山田の春牧のJAの選果場は大字山田とあるが、どこの簡水に入るのか。」という質疑があり、水道課長より「JAの選果場は小野田の簡易水道に入っております。」という補足説明がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第29号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、建設課の予算について審査を行いました。

委員より「白雲山荘の改修事業については27年度の事業であるが、繰り越して28年度中に完了するというのか。」という質疑があり、建設課長より「改修事業は27年度までの時限措置であり、27年度中に手続きをしなければならず、3月までに補助金交付金申請を行って交付決定もされています。補助金は全額28年度に繰り越し、完了後支払いを行います。」という答弁がありました。

また、別の委員より「病院線は明許繰越となっているが、事故繰越ではないのか。予算は27年度のものであり、27年度中に竣工することで病院の経営に迷惑をかけないという強い意志があった。しかし、結果的にはできていない。現在の進捗状況はどうなっているのか。」という質疑があり、建設課長より「事故繰越については26年度からの繰り越しである移転補償が年度末までに完了しない場合、該当しますが、今回の明許繰越については、その区間の工事請負費を28年度に繰り越すものです。道路の進捗については、8割を超える発注が行われています。あと移転補償が1件残っており、補償の進捗については移転先の用地の交渉をされていると聞いております。」という答弁がありました。

委員より「内牧千丁線について、用地交渉はどの程度進んでいるのか。また、内牧バイパスで小学生の事故が起こっているが、十字路になることから安全な場所を小学生が通えるよう歩道の一部だけでも先行し、安全性を確保できないものか。」という質疑があり、建設課長より「内牧千丁線については、今年度用地測量と用地立ち会いが終わっており、来年度から用地交渉に入ります。用地がある程度まとまったところからプレロードで土を盛りながら地盤沈下をしないようなかたで工事に着手しようと思っております。歩道については県道に設置してほしいという要望もあり、今後、交差点の設計、協議・検討を行いながら検討してまいります。」という答弁がありました。

次に、住環境課の予算について審査を行いました。

委員より「合併処理浄化槽の設置整備事業 27 年度の実績はどのくらいなのか。」という質疑があり、住環境課長より「2 月末現在で 80 件ほどの申請があつておりますが、完了まであと数件残っております。」という答弁がありました。

次に、農業委員会の予算について審査を行いました。

委員より「あっせん委員は土地のあっせんを行う場合、地域の農業委員があっせん委員になるのか。」という質疑があり、農業委員会事務局長より「あっせん委員は地区の方があっせんにより売りたい場合に農業委員の中から 2 名をあっせん委員として指名するものであります。」という答弁がありました。

次に、観光課の予算について審査を行いました。

委員より「観光振興の経費はすべて来年度以降に繰り越すものか。また、サイクリングツーリズム推進事業委託料はどういうものを計画しているのか。大分との連携と言われたが、サイクリングロード関係の整備なのか。」という質疑があり、観光課長より「国の予算が 27 年度予算ということで補正での対応であり、繰り越しをしなければならないこととなります。事業全体が 1 億 5,000 万円ほどになり、今回国の加速化交付金の充当が 6,700 万円ほどを事業に充当されます。また、サイクリングについては、大分との連携を含め、基本道路を走ることになり、スタート地点での受け付けをする場所、ルート案内のパンフレットなども必要と思います。相手や地域があるため、連携の中でのプログラム、商品をどのような形で売なのか、その商品づくり、国交省や県の管轄の道路の許認可の調整などを行うための委託を予定しております。」という答弁がありました。

別の委員より「然事業で単年度 3,000 万円平均として、3 年、4 年続いており、1 億 2,000 万円程度となると思う。投入してどのくらいの経済効果を生もうと考えているのか。市民の反応は理解できない、また基準があいまいであるという話を結構聞く。1 億円近いお金を使用するなら経済効果を見込んだ事業でなければと思うが、どのような見解を持っているのか。」という質疑があり、観光課長より「然の事業については、入湯税を財源とした事業であります。事業費トータルでいけば 1 億円を超えますが、経済効果の面では、この 3 年間の経済効果をあらわすのは数字では難しいところですが、今年度でも視察その他を含め、議会や自治体の職員、観光協会等の視察を受けております。新しい行政の取り組みの観点から自分の自治体でも取り組みをしたいなど、先進事例というような形で受け止めていいかと思います。今回、東京から然の事業に問い合わせがあり、東京でのイベントに然というブランドで参加をしてほしいなど、地道ではありますが、全国の自治体には浸透していると思っております。波及効果では、然については阿蘇市内の各商店の方、自営の方もたくさんおります。」という答弁がありました。

次に、まちづくり課の予算について審査を行いました。

委員より「草原情報館の管理運営費について、総額は幾らなのか。いろいろなところから管理委託料が出ているが。」という質疑があり、まちづくり課長より「管理運営業務委託料は、入居者である阿蘇グリーンストックに情報・総合窓口の一元化を踏まえ、利用者の対応や草原情報館の日々の管理業務についての業務委託であります。」という答弁がありました。

別の委員より「移住希望者のおためし居住のための住宅改修及び呼び込みということで説明があったが、具体的にどのようなものなのか。」という質疑があり、地域振興係長より「お試し体験については、トータル641万6,000円のうち約400万円を建物改修費用で想定しており、他運営に関する費用的なものもあり、加速化交付金による阿蘇郡市の広域連携事業の一環で、情報発信の仕組み、ツールや作成物、印刷物それに都市圏、大阪・福岡・東京内での移住定住関連のイベント的なものが含まれています。この事業は移住者を増やしたいという思いがありまして、阿蘇市内でモデル的に狩尾地区との連携を図ってやっていければと検討しているところです。」という答弁がありました。

次に、農政課の予算について審査を行いました。

委員より「環境保全型農業の直接支払いの内容と関連があると思うが、環境保全型農業総合支援事業が400万円減額になっているが、また多面的機能でグリーンストックとの関係は。」という質疑があり、農政課長より「環境保全型農業直接支払事業補助金は、有機農業に取り組んだ農業者を対象とした補助金です。水稻の部分ではアイガモ米が中心で、作付け農家に対し、10a当たり国が4,000円、県が2,000円、市が2,000円で10a当たり8,000円の補助があります。環境保全型農業総合支援事業は、堆肥舎の建設に伴い補助事業に取り組むことで1組が手を挙げましたが、事業見直しをされ、畜産クラスター事業に移られたため事業を取り下げたものです。多面的機能支払交付金については、農地維持、資源向上など活動内容に対して単価が決まっています。草刈りや水路さらい等の農地維持活動では、10a当たり田で3,000円、畑で2,000円、資源向上では施設の長寿命化のための活動に対して補助金が出るものです。また、草地の部分も昨年からの取り組みを始め、農振地区9,383haの原野に対し10a当たり250円が農地維持、資源向上では10a当たり260円の交付を受け、草原に必要な野焼きの経費やボランティアに対する支援活動に取り組んでいます。」という答弁がありました。

別の委員より「多面的機能の草原は、事務局はグリーンストックが持っていると思うが、実質的には2,500万がグリーンストックで運用している。批判的な声も聞くが、実情は。」という質疑があり、農政課長より「農地維持支払部分は10a当たり250円、2,345万7,000円の交付金が来ますが、野焼きの日当に充てられることから各牧野は助かっております。また、資源向上支払分は10a当たり240円、2,200万円ほど交付金がありますが、これについては草原維持保全のための各種事業に対するものであり、ボランティアに対する各種支援や機械の購入などの経費としてグリーンストックに事務局をお願いしています。」という答弁がありました。

このような審議の後、討論が行われ、委員より「加速化交付金の中の然ブランド構築事業で、これを構築するのに対して総額1億円を超える予算について多すぎる。計画の全貌が見えないので賛同できない。」との反対討論がありました。

このため、挙手により採決を行った結果、賛成・反対と同数であったため、委員長が本案に対し採決を行い、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第30号「平成27年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「自然災害でマイナスが出ているが、自然災害はいつ起こるかわからないので、積み

金をしてマイナスのときにも対応できるように基金を積み上げておくべきだったと思うが、基金はいつなくなったのか。」という質疑があり、経済部長より「基金については公園道路の舗装で1億円、それに防護柵の設置で使った経緯があります。最終的になくなったのは、昨年度の予算であります。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第31号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「当初予定していた南住宅が来年度になったりと、事業が少しずつ遅れていくと思うが、遅れたところはどうなるのか。また、坊中のイースト、天神山あたりはいつ整備するのか。」という質疑があり、住環境課長より「工事を実施する場合、おおむね5年から7年の実施計画を組んで進めていますが、補助金や財政状況により整備が遅れる部分があり、その区域が認可の期限が切れる前に認可の計画変更を受け、事業をすることになります。イースト付近は新年度で計上し、整備を進める考えです。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第37号「平成27年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

委員より「収支は黒字なのか。また余剰金については当初予算の数字でよいのか。」という質疑があり、水道課長より「収支は黒字となっております。余剰金については当初予算に記載のとおりです。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号「平成28年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、建設課の予算について審査を行いました。

委員より「道路維持管理に関する予算と土木債について維持管理に市債を組めないのか、目的に応じて市債は組むことができるのか。」という質疑があり、建設課長より「維持管理費は起債の対象となりません。ただし、防災安全施設ということで社会資本整備交付金の対象となる工事では、補助金の残りについて起債の対象になります。」という答弁がありました。

また、別の委員より「水力発電施設周辺整備は電源三法交付金だと思うが、もっと要求して予算が取れないのか。」という質疑があり、建設課長より「電源三法交付金は時限立法であり、要望どおり交付金が支払われるわけではなく、枠が決まっており、阿蘇市は年間440万円と決まっておりますので、予算の範囲内で執行しています。」という答弁がありました。

別の委員より「黒川河川工事が行われている内牧地区について、護岸は大体できているようだが、黒川河川の水位が上がると逆流により温泉病院の裏、親和苑あたりの河川の水がはけなくなる。何か改修工事の計画はあるのか。」という質疑があり、建設課長より「宝泉川については、黒川カドウ改修によりバックウォーターの改善がされると県から話があっており、今後状況を見ながら検討をしたいと思います。」という答弁がありました。

次に、住環境課の予算について審査を行いました。

委員より「浄化槽の補助金は上限幾らなのか。また寄附金のふるさと納税の入金はどうなっているのか。草原再生事業補助金に100万円とあるが、1カ所に100万円の補助を出すのか。農政

課の草原再生採草促進事業との違いは何か。」という質疑があり、住環境課長より「合併浄化槽の補助は交付要項に従い、面積の規模により5人槽33万2,000円、7人槽41万4,000円、10人槽54万8,000円となっています。また、阿蘇市にはふるさと納税の受け入れ枠がありませんので、納付される方に阿蘇市ASO環境共生基金の目的に賛同を得まして、寄附をふるさと納税と同じ制度の適用としまして受け入れております。阿蘇市ASO環境共生基金として阿蘇の自然環境の保全、整備、後世に自然を引き継ぐことを目的として、それに特化した事業に使用しています。基金自体は今まで5,000万円以上となっており、事業に活用した額を差し引き3,500万円程度の残となっております。」という説明があり、また都市環境係長より「草原再生の100万円の補助金は、平成25年に西湯浦地区で手入れがされていない原野の野焼きを再開する計画があり、平成26年度からこの補助金を活用して野焼きを実施しています。1カ所当たり2分の1の50万円を上限で補助しており、ほかに候補が出てきた場合に対応するため2カ所分の100万円を計上しております。」という答弁がありました。

委員より「環境共生ばかりじゃなく、ふるさと納税の取り扱いについて関係機関と検討していただきたい。」という意見がありました。

次に、農業委員会の予算について審査を行いました。

委員より「農業委員は公選制がなくなった場合、定数はどうなるのか。農業者年金の加入促進活動費では、農協との連携はどのようにしているのか。27年度の実績はどうなっているのか。」という質疑があり、農業委員会事務局長より「委員会法が今年の4月1日から改正され、農業委員の改選が来年7月19日となりますが、現在37名が19名になります。また、農業委員と別に農地利用最適化推進委員を委嘱することになります。農業者年金については、旧阿蘇町に1人、旧一の宮に1人、旧波野に1人、その方たちで活動を行っております。年金の新規加入者は27年度に4人となっております。」という答弁がありました。

次に、観光課の予算について審査を行いました。

委員より「東阿蘇観光開発に関する内容で第三セクターだったと思うが、その経緯とこのような補償をすることになった説明を。」という質疑があり、観光課長より「合併前の一の宮町のときの債務であり、37年までの債務の償還です。平成22年の償還については、当時の経済常任委員会、全協で説明していると聞いています。阿蘇市だけが第三セクターの補償をしなればいけないのかについては、顧問弁護士と相談の中で第三セクターであるので当然、債務を保証するときにはほかの出資者に求めるのが当然ですが、そのときは大和索道が補償という形でいっておりますが、大和索道そのものが登記簿はありますが、会社としての機能を有しておらず、債務能力がなく、市が必然的に債務をせざるを得ない状況になったと聞いております。ロープウェイについては、モーターの故障等があり運休状態にあり、今回に至っております。」という答弁がありました。この件に対し、委員より「結局原因は契約時に大和索道がどういった会社なのか、調査がきちんとしていていなかったところにあるということですか。」という質疑があり、経済部長より「一の宮町時代から動いており、元々九州産交が行っていた中で、運輸省からの指摘で索道の張り替えが必要になったと聞いており、借り入れする中で一の宮町、九州産交と大和索道の三者での第三セクターであり、九州産交は再生団体といえますか、補償人になれなかった部分で大和索道が借り

たようになり、連帯保証のかたで町がいったということです。大和索道そのものに支払い能力がなかったために市が払うことになったものです。」という答弁がありました。

別の委員より「然の事業については、費用効果の見方についても見解の総意もあるが、然あたりは起業、人づくりは大事だろうと思っている。しかし、然の金の使い方が阿蘇の観光の誘致は人と食べ物を目当てにも来ます。しかし、阿蘇の観光振興については、旅行会社の添乗員、外国の添乗員にも聞きますが、阿蘇のよさは阿蘇という名前と自然景観だということもあるので、然あたりも観光振興のために自然とか景観整備あたりの予算にも使っていただきたいと思う。」という意見がありました。

次に、まちづくり課の予算について審査を行いました。

委員より「いこいの村の積立金があるが、この積立金は現在どのくらい積み立てがあるのか。」という質疑があり、まちづくり課より「平成27年度、今年度末で1,075万7,000円です。」という答弁がありました。別の委員より「道の駅阿蘇利用検討委員会があり、年2回行われているが、どのような内容なのか。どのように生かされているか。委員は何人で、どのような人がなっているのか。」という質疑があり、まちづくり課長補佐より「道の駅阿蘇エリアの検討を行い、道の駅阿蘇から周辺地域まで波及効果を及ぼすような取り組みを検討しております。委員は18名です。」という答弁がありました。

別の委員より「空き家バンク事業はまちづくり課がずっと続け、活用していく。総務課はしないということなのか。」という質疑があり、地域振興係長より「総務課が行っている空き家については特定空き家といい、老朽化して危ない建物であり、まちづくり課が所管するのは住まれる建物と考えております。」という答弁がありました。

次に、農政課の予算について審査を行いました。

委員より「多面的機能の補助金について土地改良とどう違うのか。どういう仕組みの流れになっているのか。」という質疑があり、農政課長より「多面的機能については、各活動組織に交付されますが、それぞれの活動組織では会計管理が不十分であり、統一した事業展開を行うためにも農地については、各土地改良区が事務局となり、また草原については野焼きボランティアをはじめとする各種事業を行っているグリーンストックに事務局をお願いしています。」という答弁がありました。

別の委員より「草原は民間団体であるが、法人で草原再生など野焼きに詳しい、会計的にも強いからそこを選んでいるということなのか。」という質疑があり、農政課長より「草原の維持保全については、ボランティア活動が重要視され、安全面の確保、支援が必要となっています。また一方では、草原募金など資金の確保が難しいことから、この交付金を受けることになった経緯があります。阿蘇市の草原はボランティアなしには野焼きできない状況の中で、各種活動を行っているグリーンストックが事務局になることは最善の方法だと思います。」という答弁がありました。

また、別の委員より「幹線道路の成川の橋の付け替えについては。」という質疑があり、農政課長より「広域農道についての当初の計画では、平成28年度を最終年度とし、1期と2期に分け計画していましたが、災害等もあり、31年3月までが最終年度となっております。計画期間での事業実施では10%の負担ですが、後で行う場合、市単独での高額な費用になりますので、できる限

り期間の中でやりたいと思っております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「家畜導入の補助金について、T P P 絡みとあるが、農政課は牛に対してどういう将来的な展望を持っているのか。」という質疑があり、農政課長より「畜産については今、子牛価格の高騰で非常によいといわれていますが、最終的には高齢化が進んでまいります。高いから今、増やすことも、また、単価が下がるかもしれない、非常に不安定な部分があります。畜産が維持されることによって草原が守られるということを常に思っています。できれば畜産農家の減少を防ぐための後継者の育成や、規模拡大のための各種補助事業の導入支援ができればと思います。」という答弁がありました。

以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 40 号「平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」であります。

委員より「歳入の観光施設使用料、これは条例改正された 4 月 1 日からの分で計上されているのか。」という質疑があり、観光課長より「その見込みで計上しております。」という答弁がありました。

審議を経た後、討論が行われ、委員より「条例改正で反対をしていることから、関連でこれについても整合性を持つために反対します。」との反対討論がありました。このため挙手による採決を行った結果、賛成多数により本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第 41 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

委員より「公債費が 2 億 9,000 万円で、市債が 1 億 9,000 万円、差額が 1 億円くらいとなっている。健全かなと思うが、下水道事業で資産はないのか。どういう扱いになっているのか。資産台帳はあるのか。」という質疑があり、住環境課長より「阿蘇市の下水道事業は企業会計の制度を利用してなく、特別会計で行っております。資産の部分は企業会計に移行すれば当然、必要になります。総務省あたりでは企業会計への移行を進めているところですが、阿蘇市は今のところ移行していない状況です。資産台帳はなく、施設台帳はあります。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 49 号「平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」であります。

委員より「土地改良事業について、受益者の工事の負担は何%なのか。農家の方々の減反はどれだけなのか。」という質疑があり、農政課長より「災害関連の補助事業であり、補助率は国が 55%、県が 30%、地元負担が 15%ということで、市が 10%、個人は 5%になります。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第 50 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

委員より「減価償却と積立金について、単年度で減価償却が上水道事業と簡易水道を合わせると 1 億 7,000 万円くらい、積立金は剰余金が 1 億 9,000 万円出ているが、建設改良債積立金が 6,000 万円しかない。減価償却の累計になると 30 億円くらいあるので、設備が多く修繕もいろいろ出てくるのではと思うが、この積立金の 6,000 万円というのは少ないと思うが、どのような計算で積

立金をやっているのか、資金的な計画を立てているのか。」という質疑があり、水道課長より「管理係長より収入に対し支出が不足する額については損益勘定留保資金、あるいは減災積立金等で補充をするところで予定しております。建設改良積立金は年度で平均4,000万円から5,000万円の純利益が出ており、その内訳は約500万円を建設改良積立金に毎年積み立てております。残り4,500万円から5,000万円を減災積立金に積み立てております。減災積立金は、起債の償還に2年に1回程度、積み立てては取り崩して償還に充てております。建設改良積立金は累計で6,000万円になっております。施設更新については、補助金や起債などを活用し実施しており、維持補償費の大きな更新事業などのために建設改良積立金を積み立てを行っております。」という答弁がありました。

委員より「財産区の水道加入者が上水道に加わる場合、加入金が1件当たり4万5,000円必要なのか。」という質疑があり、水道課長より「加入金は13mmで1件4万8,000円ほど必要となります。例として、古城財産区では財産区が肩代わりし、水道局に納めております。」という答弁がありました。

以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第56号「団体営土地改良事業の施行について」であります。

委員より「かさ上げするにあたっての影響はないのか。」という質疑があり、農政課長より「水の部分は足りなくならないよう農家と十分に協議を行っており、見合った高さにかさ上げをするということで調整されています。」という答弁がありました。

以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第57号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」であります。

本案は、質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第58号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」であります。

本案も、特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることと決定しましたのでご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終了しました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第29号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第39号「平成28年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。

討論ありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番の市原です。

議案第20号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」であります。先ほどの常任委員

会の中で年間パス券という話が出てきておりますが、これは今回の条例改正の中に入っておりません。市民としては、この年間パス券というものを強く求めておりましたが、それが反映されな
いまま、この条例が改正されようとしておりますので、私はこの条例改正には反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今の話ですが、私は賛成の立場から討論いたします。

私も審議員に入りまして、いろいろ精査させられる中で2年間にわたり審議をしております。その中で年間パス券の話も少しは出ましたが、今のような形で答申がなされております。そしてその答申のもともとの原因は、1,600万に及ぶ赤字が原因でございます。そして一の宮温泉センターは1,000万、アゼリアについては5,000万、それぞれ一般会計から繰り出しがっております。私はそこで夢の湯についても1,600万の赤字をある程度縮小して1,000万、1,200万までは縮小すべきであると思います。

大きな問題として阿蘇市以外の方が200円が入っておられるという問題の指摘もありました。今回のことを通して一応阿蘇市以外の方と阿蘇市内の方の料金がきちんと分けられて、会計あるいは収益の状況を見て次の段階にいければいいなと思いますので、今回この条例案に対しては通していただきまして、次の段階へと、また市原議員の言われた内容も含んでいただければと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。同意見だったら賛成、反対1人ずつ討論されましたので、同意見の討論はですね。ありますか。

〔「反対討論ですけれども」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） いや、反対討論は今、市原議員とですね、賛成討論1人ずつされましたので、よかったですね。

〔「はいはい」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） よろしく願いいたします。

2番、ほかの議案でしょうか。

○2番（竹原祐一君） はい。

○議長（藏原博敏君） それでは竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） はい、2番、竹原祐一です。

議案の19号、阿蘇山公園の道路の値上げの問題ですけれど、この件については反対をいたしません。

○議長（藏原博敏君） ほかに賛成討論はありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） すみません、間違っておりました。すみません。

○議長（藏原博敏君） はい、わかりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 29 号及び議案第 39 号を除く他の案件について採決を行います。

まず、議案第 18 号「阿蘇市東部高冷地域農業活性化推進協議会設置条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「阿蘇山公園道路の設置及び使用料徴集条例の一部改正について」採決を行います。

先ほど反対討論がありましたので、この採決は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、起立多数です。

従って、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「阿蘇市温泉センター条例の一部改正について」採決を行います。

先ほど反対討論がありましたので、この案件は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立多数です。

従って、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号「平成 27 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、この議案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立多数です。

従って、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号「平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 37 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 37 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号「平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、この議案は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立多数です。

従って、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 41 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号「平成 28 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号「団体営土地改良事業の施行について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号「公有財産（原野）の旧慣使用の変更について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 29 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 39 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く案件について、討論・採決が終了いたしました。

これより、議案第 29 号「平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

4 番、谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 補正予算について、反対の立場から討論いたします。

議長、これは 1 件 1 件よろしいのでしょうか。それとも二つまとめて意見言ってよろしいのでしょうか。1 件 1 件ですか。

○議長（藏原博敏君） 補正に関して、補正だけを。

○4 番（谷崎利浩君） 補正の中の項目。まあ二つ言います。

全事業が委員長報告にもありましたように 1 億を超えていますので、予算の付けすぎであると。3,700 万、補正で組んでありますけど、繰越が 7,100 万になります。ちょっと多すぎやしないかということで、その点で反対します。

それともう一つは医療センターへの繰出金ですね。そちらのほうは 3 億円が繰り出しという形になっているので反対いたします。

○議長（藏原博敏君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 反対討論がありましたので、この議案は起立により採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立多数です。

従って、議案第 29 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 39 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 3 番、岩下礼治です。

この予算っていうのは、反対討論を行います、病院会計に繰り入れてるということの関連予算であること、また私、アゼリア予算について毎年 5,000 万円の委託料ということで、その他補てん経費もあります。経営者には利用料収入もある中で、市の負担が高額すぎる。よって賛成できません。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは反対討論がありましたので、この議案は起立により採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。

本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立多数です。

従って、議案第39号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

この後、追加議案がございますので、暫時休憩をいたします。2時5分から再開いたします。

その間に議案書を配付いたします。

午後1時55分 休憩

午前2時04分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただ今、議員より発議第1号、発議第2号及び発議第3号が提出されました。

この際、これを日程に追加しまして議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、発議第2号及び発議第3号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただ今、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、追加で付議された事件については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

追加日程第1 発議第1号 「阿蘇市いこいの村」当初の協定書に基づく事業計画で早期再開を求める決議書

○議長（藏原博敏君） 追加日程第1、発議第1号『阿蘇市いこいの村』当初の協定書に基づく事業計画で早期再開を求める決議書』を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

事務局長。

〔議長、省略〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、朗読を省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） それでは、発議第1号、提案者の提案理由の説明を行います。

提案理由といたしましては、平成25年の9月、株式会社アグリスクエア、そしていこいの村ビューにより運営が開始されましたが、皆さんもご存知のとおり、数年にわたり今、休館状態です。今年地域の住民の方からいこいの村早期再開を望む声が出され、そして今、地域で署名活動が進んでいます。今現在、今手元に持っておりますが、約350人から400の方がご署名をいただきました。

今回、地域の皆さん方の声として阿蘇いこいの村早期再開を望むものです。議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

18番、田中則次君。

○18番（田中則次君） はい、18番、田中でございます。

ただ今、意見として出ましたより早く再開を望むということにつきましてははですね、これは地域の皆さん方、行政の方も、我々も特に問題はございませんが、休館来今日まで様々なプロセスを顧みるたびに、全協等々の説明が再三あったとおりであり、その間の休館からここに至るまでの行政の対応、それに我々もそうですけど、非常に問題がある。その点は行政になるべく早く解決してほしいという苦言を申し上げたいと思っておりますが、現状の話、全協の中での話、現状の本館の状況が顧客に迷惑をかける、そして危険も伴うと。そういうようなことで安全の確保が難しいということで、単に早期再開を望むということについては、その決議にはどうかというようなことで反対をしたいと思っております。

更に今後の進め方として、やっぱり執行部、それに担当の委員会もございましてので契約を含めた再検討、そういうようなこともされるべきじゃないかと。委員会の中ではそういうようなお話も出たというような話も聞いております。

それで今、地域の方々の署名活動が出ておるといようなことではございますが、執行部の説明というものが我々にはされているけど、地域にはその辺の説明がなかなかされていない。本館が今すぐ開けると、再開しなさいといようなことを言われても「危ないですよ、危険ですよ、誰が責任取りますか。」といようなことになりまして、それについてはなおさらこの前の話がありましたように大方7,000万から1億近くの補修費がかかると。それでも阿蘇市はするかとか、そういうようなことを全体的に考えるとき、「さあしなさい、さあしなさい。」という議会の決議はどうかということにおきまして、私は反対を申し上げます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

9番、河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 私は賛成の立場で意見しますが、今、反対の意見が出ましたけれども、反対の意見はある程度理解いたしますけれども、一般質問も何度もいたしました。しかし、この前の全協でも説明を受けました。そういう中で、数日前、我々経済建設委員会での論議を専門的にいたしました。そのとき7名が早期再開をすべきだという決議になりました。そういうことで委員会の決議を重く受け止められて、いろいろ論議をしていただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

あとですね、賛成を1人、反対を1人取り上げたいと思います。

16番、阿南誠藏君。

○16番（阿南誠藏君） 反対の立場で発言をいたします。

この文面を見ますと、非常に一辺倒な文章だと思っております。このアグリスクエアに賃貸契約したのは平成25年9月から。この文章を見ますと、27年の1月より休業ということになっておりますから、この間約1年4カ月間は営業を行っておりました。その営業をしておる中で不具合が生じ、来客されたお客様に事故に遭遇するような危険性を伴うことは非常に危ないということでやむなく休業されたとは認識いたしております。そういった意味合いからこの文書を読みますと、早期再開というのは私も早期再開してほしいというのは当然、ありますが、今の段階で早期再開は非常に問題がある。特にボイラー、あるいはリニューアルあたりをする場合に多額の金銭が伴うということで、大変いろいろ問題があると思いますので、私は基本的には早期再開は望みますが、もう少しですね、それぞれのアグリスクエアさんと市と、よく話し合った上で早期再開ができるように協議をしていただきたいと思います。この文言ではちょっと不十分な説明だと思っております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 反対の方が2名されましたので、賛成の方もう1名受け付けます。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 私は賛成の立場で討論いたします。

今、阿南議員、田中議員が危険なまま再開するのではないかとことを言われましたけども、当然危険なまま再開するわけではありません。やはりそういったものも加味した上で早期に再開してくださいという文面の意味であろうと、そういうふうに理解します。ですからもし、文面が悪いのであれば趣旨採択という形で、趣旨を理解した上で採択するという方法もあると思います。そういった意味で、私も委員会のほうでいろいろ質問させていただきましたけども、委員会では2月までに修理の気持ちがあるのかどうか確認しなさい。あるいは約束どおり、契約どおり進めていくのか確認してくださいという意見が出ましたが、それに対してまだ結果も出ておりません。一部報道では本館自体を取り壊すという報道もなされております。そういった中で住民が非常に不満と不安を持っております。そういう意味で、議会としての意思をはっきりさせて契約書どおりやる、そしてやれない原因を私たちも一緒に考えてどう対処するのかを含めて再開ということであると思います。

そういった意味で再開を希望するというこの意見書に対して賛成すべきであると思います。よろしく願います。

○議長（藏原博敏君） 以上で討論を終了します。

この議案は反対討論がありましたので、この採決は起立により行います。

〔議長、質問〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 決議書に対する質疑です。

〔議事の進め方に対する質問です〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） はい、どうぞ。

○4番（谷崎利浩君） 言葉の中で趣旨賛同という言葉を使わせていただきましたけども、趣旨賛同という形に持つていくにはどういう議事の進め方をしたらよろしいんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 議会としてはですね、提案された議案に対して審議と採決を行いたいと思います。

反対討論がありましたので、この議案につきましては起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） はい、結構です。

起立少数です。

従って、発議第1号は否決されました。

追加日程第2 発議第2号 「養豚農場建設計画」の撤回を求める決議書

○議長（藏原博敏君） 追加日程第2、発議第2号『養豚農場建設計画』の撤回を求める決議書を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔省略〕と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 朗読を省略します。

提出者より提案理由の説明を求めます。

岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） それでは、発議第2号、提出者の提案理由の説明を行います。

提案理由といたしましては、現在、波野立塚地区において、株式会社熊本畜産流通センターによる養豚農場建設計画が進行中であります。養豚農場建設が完了すれば、地下水の減少、水質汚染、悪臭問題等の発生が予想され、周辺及び近隣の住民生活への影響が懸念されます。2月14日、地元立塚地区の集会では、地権者以外での建設反対の決議を行い、また29日には建設地に隣接する坂梨地区区長会においても飲料水として利用している地下水の減少、水質汚濁を懸念し、建設反対の決議を行われました。

今後、住民の反対署名活動を行うこととしておりますが、阿蘇市におきましても建設反対の意思表示を行っていただくことを強く求めます。議員各位におかれましては、この趣旨にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、発議第2号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第3号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）

○議長（藏原博敏君） 追加日程第3、発議第3号「児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書（案）」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 朗読を省略いたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森元秀一君。

○8番（森元秀一君） 発議第3号について、提案理由を説明いたします。

昨今、家庭や地域における養育の力の低下、子育ての孤立により児童虐待の相談件数は増加の一途をたどり、深刻な事態が続いています。こうした現状にかんがみ政府は昨年、児童虐待防止対策プロジェクトを策定しました。一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、必要な施策を速やかに実施することを強く求めます。

議員各位におかれましては、この趣旨に賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、発議第3号について採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後2時20分 散会